

地区整備計画	建築物に関する事項	地区の区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（青山台4丁目（2））	
			地区の面積	約0.8ha	
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3第1号、第6号及び第7号に定めるもの</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く。）</p>		
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡		
		建築物等の高さの最高限度	建築物及び工作物の高さは、10m以下とする。		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この地区整備計画の決定の告示の日における高さとし、変更してはならない。ただし、整地、造園、自動車車庫の設置等のための必要最小限度の変更は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺のまちなみとの調和を図るものとし、周辺の環境を損なわないものとしなければならない。</p> <p>(3) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>		
垣又はさくの構造の制限	<p>(1) 道路に面する垣又はさくで建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生垣でなければならない。ただし、高さ60cm以下の部分については、この限りでない。</p> <p>(2) 敷地内の空地は、樹木などにより緑化に努める。</p>				

「区域は計画図表示のとおり」